

日 時 平成 22 年 6 月 30 日 (木) 午前 9 時 30 分から 11 時 30 分

会 場 三条市役所 栄庁舎 3 階 大会議室

出席者 別紙名簿のとおり

次 第

1 開 会

2 挨拶 三条市長 國定 勇人

3 出席者紹介

4 議 題

(1) 三条市子ども・若者総合サポートシステム【全体・各分会】平成 22 年度 活動実績・平成 23 年度 活動計画について

(2) 関係機関・組織における平成 22 年度 活動実績 及び 平成 23 年度 活動計画について

5 閉 会

議事要旨

1 開 会 久住子育て支援課長 (以下進行)

2 挨拶 三条市長 國定 勇人

3 出席者紹介

4 議 事 議長 池浦教育部長

(1) 三条市子ども・若者総合サポートシステム【全体・各分会】平成 22 年度 活動実績・平成 23 年度 活動計画について

○事務局説明

資料 1 「三条市子ども・若者総合サポートシステム 平成 22 年度活動実績・平成 23 年度活動計画」

○質疑

(青少年育成市民会議)

- ・子ども・若者総合サポートシステム把握件数実人数 494 人との説明があった。サポートシステムができて 3 年目になるが、人数の推移はどうか。
- ・個人情報の取扱いに関する同意書提出件数が 42 件という報告があったが、これは把握件数の 1 割にも達していない。実際に問題を共有していくためには、同意書をいただいて関係機関が状況を把握していくことが大事だと思うので、これはもっと多い方がいいのではないかと思うが、いかがか。

➤ (事務局)

- ・実人数は 3 年間で微増でほとんど変わらない。
- ・同意書について

虐待・非行については、法律により、同意書がなくても情報共有が可能である。

不登校については、すぐに対応しなくてはならない場合は、教育委員会内部で関係機関との情報共有が可能となっている。同意書を提出していただいている 3 件については、現在不登校の支援を受けており、今後、引きこもり等になった時にサポートシステムで支援の調整を希望されている方のもの。

障がいの把握件数 268 件は、特別支援学校や特別支援学級に通っている方などの人数。今の支援で満足していただいている場合、同意書は出してもらっていない。学校等を卒業後などに同意書が必要になることがあるという説明をし

ていかなければならない。

引きこもりに関しては、引きこもりの情報が入ってもこちらから働きかける事ができない。すぐに、若者サポートステーションなどの支援につながった場合は同意書を出していただいている。中学卒業後、高校中退・卒業後など年齢が上がるにつれてどの支援機関に相談すればいいのかわからなくなるという傾向があるので、ご本人または保護者からサポートシステムに登録していただくよう、周知を徹底していかなければならない。

(三条市手をつなぐ育成会)

市長のあいさつで、虐待の中で障がい者に関するものが15%との話があった。虐待防止部会の子どもの虐待に関する対応回数は平成21年度から平成22年度で倍増になっている。虐待と障がい重複している人はどのくらいいるのか。

➤ (事務局)

3月末時点で14名。

(2) 関係機関・組織における平成22年度活動実績及び平成23年度活動計画について

○各関係機関説明

資料2「関係機関・組織の平成22年度活動実績及び平成23年度活動計画」

(新潟地方法務局三条支局・三条人権擁護委員協議会)

- ・啓発と救済の大きく2つの役割がある。
- ・子どもの人権SOSミニレターに関しては、昨年、人権侵害に当たるのではないかという案件が5件ほどあった。人権の救済措置を取らなければならないが、学校内の案件については立ち入ることができないので、学校に情報提供をしている。いじめ3件、不登校問題1件、親の不当対応が5件ほどあった。これらについて学校に情報提供をしたところ、全て学校の方でも把握しており、適切に対応されていたので児童に対する救済措置はなかった。
- ・三条市の案件ではないが、初めて、成人の発達障がいの事例があった。引きこもりだが、自分の好きなことに関してはどんどん外に出る。親に葛藤があり、悩んでいるようである。

(三条地区保護司会)

- ・罪を犯し、保護観察処分を受けた人に対して、更正を図るとというのが保護司の主たる役割である。
- ・今のところ、総合サポートシステムにおいて、非行で罪を犯した人たちとの関わり合いはない。しかし、サポートシステムの組織の一員である以上、自らが周知徹底しなければならない、理解しなければならないことから、6月3日に勉強会を開催した。全国に先駆けてこのような取組を行っているなど、認識を新たにしたい。
- ・市民を対象とした広報紙を7月1日、3月1日に発行している。3月1日号の紙面の大半を割いて、市民の皆さんがわかりやすいような総合サポートシステム特集を組む計画をしている。

(新潟県弁護士会)

- ・個別ケースにおいて関係機関の方とどう連携するか、いざというときにどう対応するか、情報交換を密にしていかなければならない。
- ・児童虐待防止のための専門職ホットラインで、主に市役所から相談を受けている。
- ・子どもに限らず、情報伝達の発展に伴い、情報と接する機会が増え、消費者被害等

のリスクが増えている。

- ・弁護士会としては自殺防止対策に力を入れている。
- ・法教育がこれから非常に大事になる。騙されないようにどうしていったらよいかなど、情報提供していきたい。

(三条市小学校長会)

- ・子ども・保護者の実情が異なることから、学校での取り組みに差がある。
- ・民生委員や自治会長と定期的に会を開催して情報交換している学校もある。

(新潟県立月ヶ丘養護学校)

- ・いろいろな学校に出向き、巡回相談を行っている。その中で、引きこもりの子どもや問題行動を起こす子どもと面談したり、その子について検討をしたりするうちに、障がいがある子どもだと判明することが非常に多くなっている。一般的な生徒指導では解決できないことも出てくる。障がいがある方に関わるという視点で伝えたり学習支援をしたりすることにより学校生活がうまくいく子どもがいる。
- ・学校説明会の時、校長が、「中学校3年生の進路を考える時点で、安易に県立高校に行く学力がないから特別支援学校を選ぶということでは困る。」と話していた。障がいに対するアプローチが必要である場合は当校を選択してもらっている。その中で、小中学校時代不登校だった子どもが、当校高等部で非常にうまく適応しているケースが最近多くなっている。また、他の高校を中退した子どもが当校に毎日元気に登校しているというケースもある。

(三条市PTA連合会)

- ・理事会等で定期的に各学校のPTAの活動報告や相談を受け、全体で討議している。

(三条市私立幼稚園連盟)

- ・聖公会聖母幼稚園としては、保護者や園児の様子をよく見て、すぐに相談にのるよう努めたいと思っている。また、発達に問題のある子どもの受入れのための相談や準備をした。すまいるファイルのチラシなどを積極的に配り、紹介させていただいた。
- ・今後は幼稚園間で情報交換を行っていきたい。

(新潟県中央児童相談所)

- ・虐待防止法ができてから約10年、被虐待児を市町村でも取り扱うよう法律が改正されてから5年余りが経った。しかし、全国で虐待の件数は微増しており、10年前と比べると県内では10倍以上、全国でもかなりの倍率で被虐待児が増えている。残念ながら、虐待防止法ができた後も、全国で虐待によって亡くなる子どもは年間50～60人存在する。週に1人、全国のどこかで虐待によって子どもが亡くなり続けている。県内から、またこの三条市からこういう悲惨な事例を出さないような取組をしていきたい。
- ・虐待防止法ができてから、法律が何度か改正されて、行政機関としての児童相談所の権限もかなり強化されている。いざとなった時は、私たちが躊躇せずに対応するというようなことも必要になってくると思っているので、日ごろからの連携に努めていきたい。
- ・私たちが実際はたくさんのケースに教えられながらスキルを蓄積してきた。蓄積してきたスキルは微力ではあるが、皆さんと共通のものができるよう、研修会等に職員を派遣させていただいている。

(新潟県三条地域振興局健康福祉環境部)

- ・虐待防止関係では、乳幼児に関する研修会を実施している。昨年度は加茂で開催した。今年度は田上で開催予定。
- ・学校で思春期に関する講演会を実施し、事後アンケートを取っている。そのアンケートに「自分あるいは身の回りでデートDVを見たこと、経験したことがあるか」という調査項目があり、15%近くの生徒が見たことがある、あるいは経験したことがあると回答している。DVを防ぐ方法は、講演会の内容を聞いて大体理解できたというアンケート結果がでており、講演会の成果と言える。
- ・障がい者支援関係では、県央圏域の自立支援協議会という位置づけで会議を実施しており、相談支援事業所部会と精神障害者退院促進支援部会がある。
- ・若者支援関係では、引きこもりに関する相談を受け付けており、昨年度は5件の相談があった。
- ・新潟県青少年の主張という中学生の主張大会を毎年実施している。本年度は8月22日に三条市中央公民館において開催予定。
- ・現在、県では、青少年健全育成条例の一部改正を進めている。今回の改正の趣旨は、携帯電話の有害情報から若者を守ろうというもの。7月19日までパブリックコメントを実施。HPにも掲載されているので参考に見ていただきたい。

(三条市社会福祉協議会)

- ・心配事相談、無料法律相談、子どもなんでも相談の3つの相談事業を行っている。
- ・本年度、開設日時が変更になったところがある。引続き、無料法律相談は弁護士会、子どもなんでも相談は民生委員児童委員協議会青少年部会からご協力いただき開催していく予定。

(三条市民生委員児童委員協議会)

- ・民生委員協議会が地区で分かれており、各地区に青少年部会の会員が6～7名いる。各地区と情報交換をし、相談事項・問題事項があった場合は地区の民生委員児童委員に連絡してから対応している。
- ・年に2・3回研修を行っており、児童相談所や新潟少年サポートセンターの方からおいでいただいている。青少年部会全員で研修を受け、いろいろな相談に対応できるようにしている。
- ・社会福祉協議会の子どもなんでも相談は、水曜日と第3土曜日に行っている。性の問題を抱えた若者が相談に来ることもあるので、男女2人で担当している。

(三条市私立保育園連盟連絡協議会)

- ・毎日かなり子どもたちを受入れている13園の職員は子どもたちの様子をしっかりと把握し、互いに情報交換をし、課題があるときは関係機関へつなげ、改善できるように努力している。様々な研修にも参加している。
- ・ネグレクトではないかと思われる事例を一件発表。

(三条市手をつなぐ育成会)

- ・福祉課、地域振興局から具体的な事案について相談を受け、サービスを提供している。
- ・子ども・若者総合サポートシステムは、我々だけでは限界になってしまう案件についても、各関係機関をつなぐことで支援することができるものだ認識している。
- ・市内の支援学級、月々岡特別支援学校の放課後児童の受入れを行っている。幅広い

余暇支援を行うことにより、保護者が抱えている問題に対する相談支援につながっている。専門相談員がおり、行政と連携を取りながら、民間につないでいくなどしている。

- ・今年度の活動計画は昨年度と同様だが、特にジョブ支援（就労体験）を徹底的に行っていきたい。新潟県内でも新潟市、燕市、柏崎市で活発に行われている。子どもに就労体験をさせたい保護者、体験をさせてくださる企業、それを支援するジョブ支援者が、燕市と連携をとって活動を始めている。
- ・国・県の方針では、障がい者は地域に密着した生活を送るという方向になっているが、入所施設の不足が大きな課題である。

（三条市医師会）

資料2のとおり

（三条地域若者サポートステーション）

- ・勤労青少年ホームソレイユで月～金曜日、第2・4土曜日、相談業務を行っている。ニート、引きこもりの若者たちがソレイユで活動している。
- ・22年度の相談件数1,472件で、市外からも相談に来ている。三条市民の相談件数は698件。
- ・進路決定者は57名だが、国が想定する自立は職業訓練等の就学も含めるので、就労した人が57名ではなく、57名が進路を決定し、卒業したということ。
- ・新規登録者108名のうち、三条市民は49名。
- ・相談に関しては、国からの全額補助。その他の活動に関しては、三条市から支援員1名分の人件費と活動費が出ている。
- ・訪問支援も行っており、22年度は4件相談があり実施した。そのうち2名は、現在、活動と相談にソレイユに来られるようになった。これから先、どこにつないでいくか考えていきたい。
- ・23年度の活動計画は22年度と同様。
- ・最近の問題は、ソレイユに来たのだけれども、なかなか出口が見つからないということと、発達障害ではないかと思われる方たちが多数見受けられることである。高校、専門学校、大学は出たけれども、就労には至らず、1・2年引きこもって相談に来る件数がかかなり増えている。そういう方たちは、なかなか就労には至らないので、活動をうながし、相談をし、もしかしたらということで医療機関を勧めてみたり、支援センターを紹介したりしており、何名は作業所に行かれた。今後の課題としては、福祉就労ではなく一般就労に至らない方の働く場所を私たちが作っていかなければならないのではないかとということである。

（三条市青少年育成市民会議）

- ・会社員や自営業者が、青少年の健全育成に寄与しようということで、活動している市民団体である。
- ・平成23年も概ね22年度同様の行事計画でいるが、薬物乱用防止キャラバンカーは、今年度は招聘しない。

（三条市市民部市民窓口課）

- ・平成22年度、市民なんでも相談室において467件の相談があった。そのうち、消費者問題が236件。10代の相談者は1名でインターネットアクセスによる請求についてだった。

- ・担当課が決まっている場合は、担当課の職員が引継ぐが、行政の中で担当がはっきりしない分野の相談を市民なんでも相談室で受けており、消費者問題の相談も受けている。
- ・最近、市民相談の方で、親の離婚や家族関係・親子関係の問題というものが結構あると聞いている。このような問題がまわりまわって子どもに影響してくるのではないかと心配をしている。

(三条市福祉保健部福祉課)

- ・これからも皆さま方関係機関と連携させていただきながら、支援をしてまいりたい。

(三条市福祉保健部健康づくり課)

- ・保健師の日常的な相談活動、家庭訪問などを行い、関係機関との連携の中で精神保健の支援をさせていただいている。
- ・22年度は、関係機関の皆様のご講演等をいただき、事業を実施した。
- ・本年度は、通常の保健師の活動と共に自殺予防のための事業を引続き実施してまいりたい。特に、7月31日のライブイベントについては、若者たちに自己肯定感を持っていただきたいというようなメッセージを込めて実施したい。中学校、高等学校にポスター等掲示のお願いに伺わせていただきたい。

(三条市勤労青少年ホーム)

- ・勤労青少年の健全な育成と福祉の増進を図るという目的で、いろいろな講座や交流を行っている。
- ・育成センターとの連携が非常に大きい。その他に三条地域若者サポートステーションと連携を取りながら、引きこもりやニートの若者に対して自立支援など様々な形で対応させてもらっている。
- ・昨年の5月に勤労青少年ホーム内に「ワークサポート三条」が移転してきた。ここは、就職関係の相談を受けているところで、去年は270件の相談があった。相談者に46件の職業をあっせんしたが、結果的に就労に結び付いたケースは12件だった。
- ・今後とも連携を取りながら取り組んでいきたいと思っている。

(三条市公立保育所)

- ・毎日の受入れの中で、子どもさんの表情はもちろん、お母さんの表情を見ている。疲れているなあ、心配事がありそうだなあというときには、声をかけてゆっくりお話を聞くようしている。お母さんに保育所ではいつでも話を聞いてもらえるんだ、ほっとできる居場所があるんだとじてもらえるようにしている。子育てのストレスが虐待につながるようにはいつも思っている。